お知らせ　R5.12

市街地開発事業指導要綱の一部改正について

1　目的

本区では、建築計画にあたっての計画上の配慮や遵守が必要となる事項等について規定した「中央区市街地開発事業指導要綱」を制定し、開発事業者のご協力及び区民の皆様のご理解のもとにその運用を図っているところです。

このたび、令和６年１月から要綱の一部改正を行うことといたしました。

今回の改正により、一部の手続きについて区役所へ来庁することなくメールでの書類提出の受付を開始しますので、ぜひご利用ください。

2　改正内容（概要）

（1）様式の変更

提出書類に記入する内容を極力減らせるよう、一部様式を一体化することで、様式の簡略化をします。

（2）条文の変更

実状に即した内容とするため、以下に記載する条文等を変更します。

（協議及び合意事項の承継：第５条）

・大規模の修繕、大規模の模様替え及び用途変更のうち、合意事項に変更が生じない開発事業は要綱上の手続きを原則不要とします。

（ホテル等における計画上の遵守事項：第１６条の３）

・ホテル計画説明会等報告書を事前申出書及び合意書に添付することを不要とし、近隣住民に説明後速やかに提出することに変更します。

3　注意事項

本改正施行前に事前申出書を提出されている場合は、従前の方法により手続を進める必要があります。

4　メールでの書類提出について

一部書類については、メールで提出が可能となります。詳細は「市街地開発事業指導要綱に基づく手続きのメールでの書類提出について」をご覧ください。

※「事前協議チェックリスト」を確認のうえ、全ての事前協議が終わりましたら提出をお願いします。

5　施行日

令和６年１月１日（月）

様式及び記入例は区のホームページよりダウンロードができます。
（トップページ→右上のページ ID 検索欄に 5125 と入力すると検索できます。ページ内の【6.提出書類の様式】を参照してください。）
下記の二次元バーコードを読み取ると区のホームページにアクセスできます。

問合せ先
中央区都市整備部地域整備課まちづくり推進担当
電話　３５４６－５７７３